

「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」 改定等へのSARCの取組について

令和3年5月17日

一般財団法人 放送セキュリティセンター
(SARC)

The logo for SARC (Security and Access Review Center) is displayed in a blue, cursive script font. The letters are stylized and interconnected, with a slight shadow effect behind them.

(1) 設立経緯・目的

平成2年10月 「財団法人衛星放送セキュリティセンター」設立

個人情報の適正な取り扱いの確保に必要な業務を行うため、平成17年4月「認定個人情報保護団体」として認定を受け、平成25年4月財団法人から一般財団法人に移行

(2) SARC業務・組織

① 認定個人情報保護団体に関する業務(個人情報保護センター)

- 個人情報の取扱いにかかわる苦情処理・相談対応
- 個人データの漏えい等事案報告
- その他業務 セミナー開催、ウェブサイト、メールマガジンによる情報提供等

登録対象事業者:284社(令和3年4月27日現在)

(内訳)衛星放送関連事業者:62 CATV関連事業者:189、地上放送等事業者:33

② プライバシーマーク指定審査機関に関する業務(プライバシーマーク審査室)

プライバシーマーク付与適格性審査のための審査業務

③ 当財団の目的を達成するために必要な業務

2. 前回の個人情報保護法改正後の取組み

① 認定個人情報保護団体指針の刷新

個人情報保護法の改正(平成27年)、「放送受信者等の個人情報保護の取り扱いに関するガイドライン(放送分野ガイドライン)」(総務省、平成29年4月)を受け、「認定個人情報保護団体の指針等において検討が望ましい論点とりまとめ」(総務省、同年6月)に基づき、個人情報となる「視聴履歴」の放送分野のガイドラインを補足する規範についてまとめた「**放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針**」を策定(平成29年7月)

主な項目: 通知・同意取得の在り方、視聴履歴の取扱いに関わる配慮(要配慮個人情報、世帯共有等)、匿名加工情報、漏えい対応等。

② 「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」の開催とプラクティスの公表

平成30年より主に「非特定視聴履歴」の適切な取り扱いについて、有識者および地上波放送事業者、衛星・有線放送事業者、TVメーカー、関係団体等で構成される協議会の事務局を務め、協議会内でコンセンサスを得られた取扱い例をまとめた「**オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス**」を公表。

(参考)「**視聴関連情報の取扱いに関する協議会**」

開催目的

人々の生活スタイルや新しい視聴スタイルを理解し、パーソナルデータを活用した魅力的で、安全・安心なサービスを提供するため、非特定視聴履歴等の放送に関するパーソナルデータの取扱いに係るプライバシー保護を初めとする課題への対応について、最近の動向を踏まえ、実務面、技術面、制度面の専門的な観点から検討する。

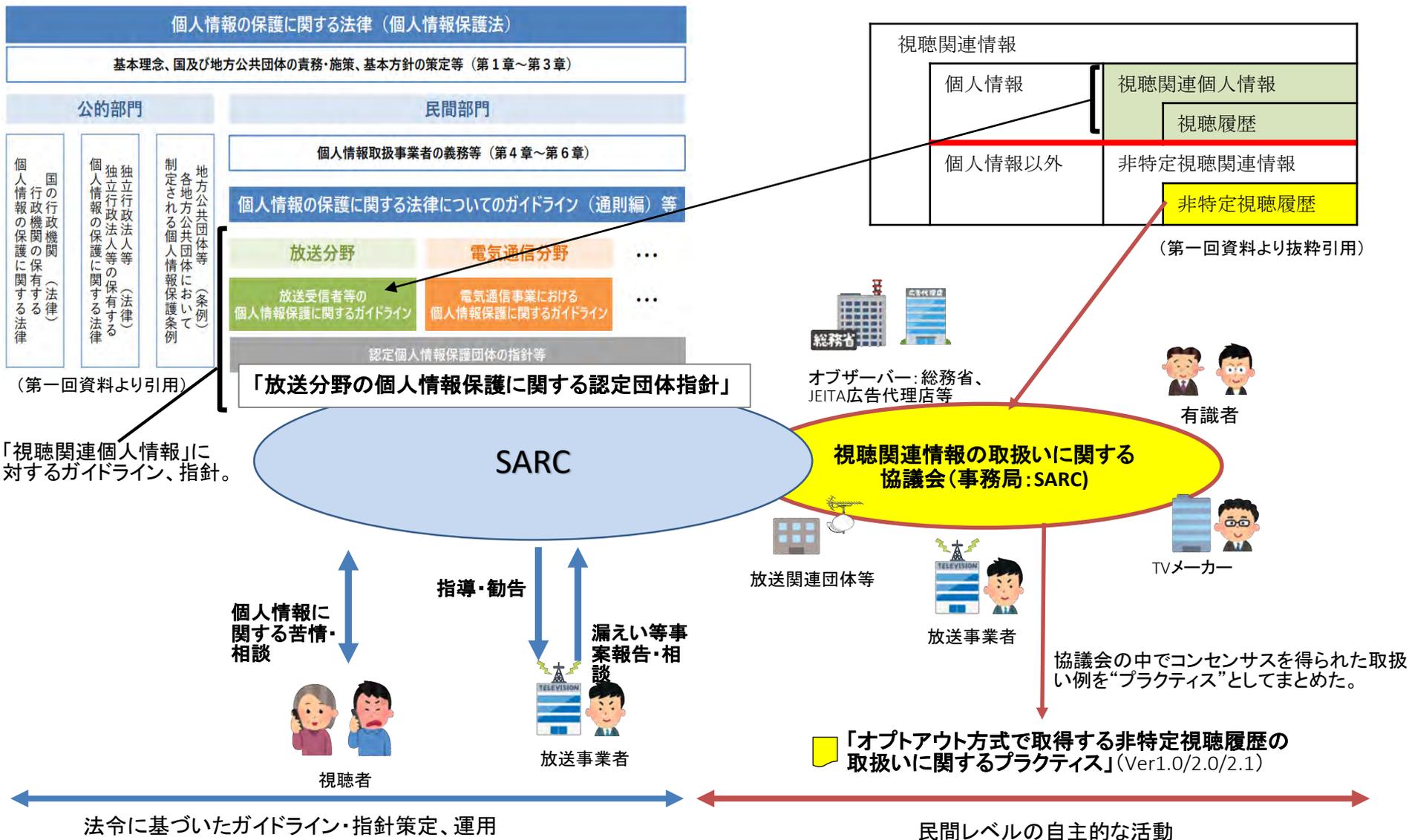
主な検討項目

- (1) 非特定視聴履歴等の視聴関連情報の取扱いについて
- (2) 放送関連業界としての自主的な基準、ユースケース・ベストプラクティス等の検討
- (3) その他最近の動向を踏まえ、放送に関するパーソナルデータの取扱いについて検討が必要な事項

協議会メンバー

有識者、地上波放送事業者、衛星・有線放送事業者、TVメーカー、関係団体、オブザーバーとして総務省、JEITA、広告代理店等

(参考) 認定個人情報保護団体指針とプラクティスの位置づけ



3. 「個人情報保護センター」今後の取組(1)

① 「認定個人情報保護団体指針」の見直し

- ▼ 個人情報保護法および「放送分野のガイドライン」の改正内容に沿った見直しを行う。
- ▼ 見直し業務を推進するため「認定団体指針改定委員会(仮称)」を財団内に設置。
総務省「検討会」への参加、6月以降適時、有識者や事業者等関係者の「委員会」への
参画を依頼し、「認定団体指針」見直し作業に取り掛かる。

「認定個人情報保護団体指針」見直しのための主な検討事項(想定)

- 「個人関連情報」と「視聴関連情報」、「非特定視聴関連情報」、「非特定視聴履歴」との関係
 - 「匿名加工情報」、「仮名加工情報」の取扱いに関する規定
 - 「非特定視聴履歴」が提供先で個人情報となることが想定される場合と本人同意の取り方
 - 電気通信事業に関わる事業における規律との関係
 - その他(漏えい等事案報告の取扱い等)
- など

3. 「個人情報保護センター」今後の取組(2)

② 対象事業者への情報提供充実

認定団体として業界全体での取組みをさらに充実させつつ、「検討会」での議論を対象事業者へウェブサイトやメールマガジン等を通してタイムリーに情報提供を行う。

③ 「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」事務局

総務省「放送分野の視聴データ活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」での議論および「放送分野のガイドライン」規定を踏まえ、事業者の要望を確認しつつ、視聴データ利活用のための「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」事務局を継続。

【想定検討事項（プラクティスVer2.1から抜粋）】

- ・リマーケティング(広告等)のうち、一部の方式
- ・クロスデバイスで非特定視聴履歴を利用するプラクティス(「リコmend(番組等)」及び「リマーケティング(広告等)」のうち方式a、bを除く)
- ・非特定視聴履歴を、共同で利用するためのプラクティス
- ・非特定視聴履歴を第三者提供に用いる場合のプラクティス
- ・個人情報(視聴履歴)と非特定視聴履歴を両方取り扱う場合の留意点と対応
- ・視聴者理解促進のための普及啓発

4. 「認定団体指針」改定等想定スケジュール

